

大阪港湾局への情報提供について

【目的】

大阪府知事が所管する府営港湾及び海岸において、災害等が発生した場合、大阪港湾局において現地即応体制（海上工事を除く。）を確保しておく必要があります。

そのため、大阪港湾局から都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）に対し、情報提供の依頼があった場合に、「都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」を受けている旨、情報提供することの可否について確認するものです。

大阪港湾局からの情報提供依頼に対し、都市整備部から情報提供することに

- 1 同意する
- 2 同意しない

（注1）1又は2を選択し、□にチェックしてください。

（注2）情報提供しないことをもって、「都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」等において、不利益が生じるものではありません。

（注3）情報提供に同意しない場合は、大阪港湾局から受注可否の問い合わせは行いません。

（注4）情報提供に同意した結果、大阪港湾局から受注可否等の問い合わせがあった場合に、協力の義務を負うものではありません。

なお、協力しないことをもって、不利益が生じるものではありません。

（注5）災害等が発生しても、必ず受注可否の問合せがあるものではありません。

※情報提供の流れ（情報提供同意者のみ）

